



# みんながルールを守り きれいなごみ集積所に

廃棄物対策課 ☎ 382-7609 📠 382-2214 ✉ haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

マスコットキャラクター「クリン」  
鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

私たちが生活する中で必ず出てくるのがごみです。ごみの分別の徹底など一人一人がルールを守って、ごみの集積所の維持管理に努めることで、市全体の美化にもつながります。皆様のご協力をお願いします。



## ごみ集積所を正しく利用するための3つの基本ルール



### ● きちんと分別する

ごみは「家庭ごみの分け方・出し方」に従い、正しく分別しましょう。

### ● 決められた日に出す

お住いの地区のごみ収集カレンダーの日程に従い、収集日当日の朝8時まで(資源ごみは7時から8時まで)に出しましょう。

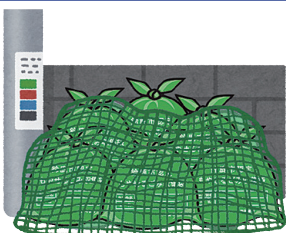
### ● 決められた場所に出す

ごみは決められた集積所に出しましょう。ごみの集積所の場所が分からないときは、地域の自治会(共同住宅にお住まいの方は管理会社や所有者)へ問い合わせてください。

※「家庭ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」は総合案内(市役所本館1階)、廃棄物対策課(市役所本館4階)、地区市民センターの窓口、または市ホームページで入手できます。

### ルールを守られていないごみは

収集できない理由が記入されたシールが貼られ、ごみ集積所に残されます。残されたごみは悪臭や動物に荒らされるなどの原因になり、集積所が汚くなります。



皆さんがルールを守ることによって、地域の生活環境がきれいに保たれます。正しく分別したことを確認してから排出しましょう。きちんと収集されたかどうか気をつけましょう。

## 生ごみ処理機購入費の一部を助成しています

生ごみは、堆肥としてリサイクルできます。生ごみ処理機の購入費の一部を助成していますので、ぜひ活用してください。

- 対象 市内在住の方
- 対象機器 生ごみ堆肥化容器、機械式生ごみ処理機(家庭用に限り)
- 補助金額 購入金額の1/2(限度額1万5,000円)
- 申込み 購入した年度内に申請書、請求書、印鑑、領収書(申請者の氏名、購入金額・品目が記載されたもの)、申請者の口座番号が分かるものを持参し、廃棄物対策課(市役所本館4階)、または地区市民センターへ

※レシートでの申請はできません。

※申請書、請求書は廃棄物対策課、地区市民センターの窓口、または市ホームページで

